

食物アレルギー対応アプリの導入に関する情報提供依頼

春日井市教育委員会学校給食課

春日井市（以下「本市」という。）では、学校給食の食物アレルギー対応において、現在、調理場、学校及び保護者が紙面により行っている食べない料理の確認作業を、スマートフォンやタブレット、パソコン等でスムーズに行えるよう、食物アレルギー情報の管理や学校や保護者間のやりとりができる食物アレルギー対応アプリの導入を検討しています。

1. 依頼の目的

本情報提供依頼は、本市が求める要件を事前に提示し、要件を満たす食物アレルギー対応アプリ（以下「本システム」という。）の提案や情報、資料の収集を行うことにより、導入の検討にあたっての参考とするものです。

2. 本市の現状

- ・通常給食の中で食べられない料理を無配膳にする対応と、アレルギー給食（卵・乳・えび・かにの除去・代替食）を提供した上で、その他のアレルゲンにより食べられない料理がある場合は無配膳にする対応がある。
- ・献立作成ソフトから出力したデータを元に、詳細な献立表資料、「食べる・食べない」の回答用紙をExcelで作成
- ・学校が献立表資料と回答用紙を印刷して該当者に配付
- ・保護者が献立表資料等を確認し、回答用紙を学校に提出
- ・学校が回答用紙の内容を確認
- ・給食当日に、学校が回答用紙に基づき対応

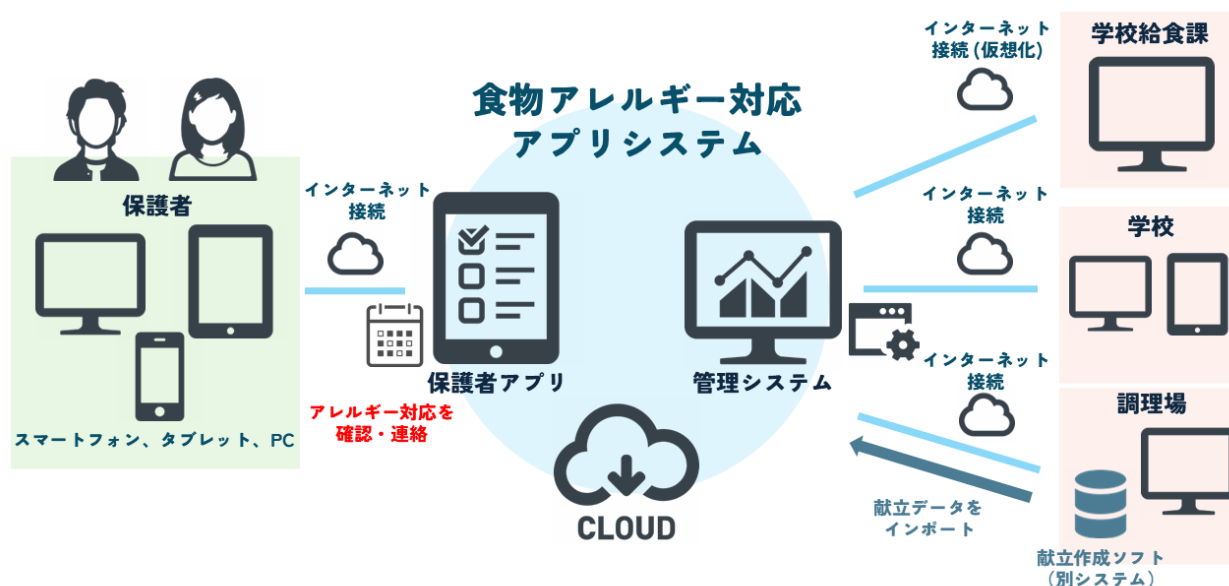
3. 提案を依頼する事項

【システム構成】

本システムは、保護者、学校職員（学校教職員及び栄養教諭をいう。以下同じ。）、市職員のそれぞれがインターネット環境において利用するクラウドサービスとし、主に①保護者アプリ、②管理システムにより構成する（WEBアプリ、ネイティブアプリのいずれでも可。）。

区分	利用者	概要（用途）
保護者アプリ	・保護者	・給食の献立とそれに含まれるアレルゲンを確認する。 ・希望するアレルギー対応を学校に連絡する。
管理システム	・学校教職員（学校） ・栄養教諭（調理場） ・市職員（学校給食課）	・給食の献立情報を登録する（既存の献立作成ソフトから出力したデータの取込を想定）。 ・児童生徒個別のアレルギー対応について、保護者から連絡のあった内容を確認する。 ・学校内において、各日の給食時に実施すべきアレルギー対応を児童生徒ごとに確認する。

【構成図（イメージ）】



【想定する要件】

(1) 基本要件（献立情報）

- ・管理システムにより通常給食の献立とは別にアレルギー給食の献立を登録し、その内容を保護者アプリ・管理システムの双方で表示することができる。
- ・管理システムにより加工品のアレルギー情報を登録し、その内容を保護者アプリ・管理システムの双方で表示することができる。
- ・各献立について、特定原材料及び特定原材料等に準ずるものが含まれる場合は、視覚的に分かりやすく把握することができる（食材ごとのマークの付記等）。
- ・管理システム又は保護者アプリから児童生徒個別のアレルギー情報を登録できる。
- ・管理システムにより児童生徒個別の対応方法（通常給食かアレルギー給食か）を登録でき、登録内容に応じて、保護者アプリ・管理システムの双方において通常給食又はアレルギー給食の献立を表示できる（希望要件）。
- ・児童生徒個別のアレルギー情報をもとに、該当するアレルゲンを含む献立のみを絞り込んで確認できる仕組みがあること（食材ごとのマークの付記等）（希望要件）。

(2) 保護者アプリ

- ・管理システムから登録された献立情報を確認することができる。
- ・保護者から学校に各献立を「食べる・食べない」等の回答を入力・送信することができる。
- ・スマートフォン、タブレット、パソコン等、複数の端末において利用可能であり、端末の画面サイズにあわせて画面表示を最適化する仕組みを取り入れること。

(3) 管理システム

- ・学校職員により、既存の献立作成ソフトから出力した献立データ（別添サンプルデータ参照）をインポートすることで、本システムの献立情報を新規登録し、又は修正することができる。
※本システムに献立情報を掲載する上で、献立作成ソフトの出力データに不足があり、そのままインポートすることができない場合には、システム提供事業者（受託者）により、データ補完（追記や加工）のための支援を受けられること。
- ・本システム内において、学校職員や市職員から保護者に対し、献立情報を配信することができる。

- ・保護者アプリを通じて回答のあった内容を確認することができる。
- ・個々の児童生徒の保護者について、献立情報の確認状況やアレルギー対応の回答状況を把握することができる。
- ・所属や権限に応じ利用可能な機能や閲覧範囲を制限できる。
- ・保護者の回答期限を設定でき、回答漏れの場合に自動でアラートができる（希望要件）。
- ・学校職員において、各日の給食時に実施すべきアレルギー対応を児童生徒ごとに確認することができる。
- ・学校の当日対応確認用に帳票等を出力できる（希望要件）。
- ・「食べない」等の対応について、任意に設定する日時（例：前日、当日朝）に、自動で学校や保護者に対し、事前のお知らせ（リマインド）ができる（希望要件）。

(4) その他

- ・OSは、Windows、macOS、ChromeOS、iOS、android等の多くの市民が利用するものに
対応可能とし、サポート期限内のバージョンに対応すること。
- ・月額又は年額の固定料金で利用できる。
- ・契約前に学校等で操作体験や試行運用ができる（希望要件）。

4. 情報提供要領

情報提供は以下の内容でお願いします。

(1) 提案事項

上記「3. 提案を依頼する事項」をふまえた次の事項についての提案や情報提供をお願いします。

提案等に当たっては、既存資料等を活用いただいて構いません。「（希望要件）」となっている要件を満たさない場合でも、それ以外の要件を満たす場合には提案等をお願いします。

(ア)機能詳細

(イ)献立データ（献立作成ソフトから出力）のインポートに伴うデータ補完等の支援内容

(ウ)導入スケジュール（契約から利用開始までのスケジュール感）

(エ)費用（導入費用及び運用費用）

(オ)他自治体での事例

(カ)その他

なお、費用の積算にあたっては、次に記載するシステム利用規模を参考にしてください。

利用者	規模
食物アレルギー対応が必要な児童生徒の保護者	対象児童生徒数 約650名 (全児童生徒数 約24,000名)
学校（小、中学校）	52校

(2) 提出期限（募集期間）

令和7年6月11日（水）から令和7年6月30日（月）まで

(3) 提出先・問合せ先

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44 春日井市教育委員会学校給食課

TEL: 0568-85-6342

E-mail: kyusyoku@city.kasugai.lg.jp

(4) 提出方法

電子メール、あいち電子申請・届出システムの入力フォーム又は郵送で提出してください。

(入力フォーム)

<https://ttzk.graffer.jp/city-kasugai/smart-apply/surveys/7656185475534965538>

(5) 質疑応答

提案に際して当市の現況等のヒアリングを希望される場合は、可能な範囲で対応します。

(6) その他

- ・提出された資料は返却いたしません。情報提供に要した費用は貴社の御負担になります。
- ・提出された資料は非公開とし、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。
- ・本情報提供依頼は、上記「1. 依頼の目的」に示す目的のもと実施するものであり、本件における契約を前提とするものではありません。また、本情報提供依頼により貴社に入札等に応じる義務が生じたり、貴社に特別の地位を約束したりすることはありません。